福井県における子どもの人権を守る取組みの省察

　　　　　　　　 　 　　　　　　　　森　透（日本科学者会議福井支部）

筆者は1985年9月に福井大学に着任し、それから間もなく福井支部に入会したように記憶している。現在まで約40年が経過し、2022年9月に茨城県つくば市に転居し関東に戻ったが、福井における約40年間は筆者にとって非常に大きな意味を持っている。筆者が、タイトルにあるように「子どもの人権を守る取組み」に参加する中で、考えたこと、実現してきたことを改めてここで省察してみたい。すべてが日本科学者会議福井支部の活動として位置付けられるものではないが、「子どもの人権」ということでは福井支部の活動理念と共通すると考える。以下、約40年にわたる筆者の活動を省察していきたい。

はじめに

約40年にわたる福井での活動、特に「子どもの人権を守る取組み」の項目を挙げると、①福井大学着任当時の教育学の授業（教師の体罰問題）、②丸刈り校則と「子どもの悩み110番」、③「親と子のリレーションシップほくりく」の取組み、④一般社団法人「ラシーヌ」と子ども支援の活動、⑤敦賀市中池見湿地保全の取組み、の5点である。最後の中池見湿地保全の取組みは、「子どもの人権」がテーマではないが、自然の豊かさや自然保護という問題を考えることの大事さ、また自然保護という視点は人間形成にとって不可欠なテーマであると考えて本稿に含めた。中池見湿地については、本誌に敦賀市の笹木智恵子・笹木進「中池見湿地の保全活動を振り返る1990－2023」が掲載されているので、そちらを是非ご覧いただきたい。では、以下5点を中心にして述べていきたい。

１.福井大学着任当時の教育学の授業―教師の体罰問題―

筆者の専門は教育史であり近代日本の民主主義運動である「自由民権運動と教育」について院生時代から研究をしてきた。1985（昭和60）年9月1日に35歳で福井大学教育学部助教授として着任したが、担当授業は教育史（日本教育史と西洋教育史）及び教育学の2種類であった。教育学の一般教育も担当していたので、教育学部と工学部の学生を対象とした授業もあった。筆者は前述したように「自由民権運動と教育」をテーマにしてきたが、他方、現代の教育にも関心をもち当時社会問題となっていた教師の人権侵害である「体罰問題」を授業で取り上げた。教育学部で教師を目指す学生たちに、NHK特集の「体罰」映像や教師の体罰をめぐる資料を配布して意見を求めると、ほとんどの学生は「体罰否定」である。しかしながら、実際に教師になった場合を想定して「体罰の是非」を問うと、「全面否定」の学生は少なく「時と場合による」という回答がかなりの部分を占めた。なぜなのか。授業の中で、「体罰否定」を主張した学生が、実際に教壇に立つと「全面否定」ではなく「時と場合による」に変わるのである。理由は、子どもたちの態度や反応との関係で、非行に走った暴力的な子どもたちに対しては言葉では説得できず「体罰もやむを得ない」という判断が生まれるのである。

筆者にとっては、教師の体罰問題は当時の教育現場においては非常に大きな問題であり、将来教師を目指す学生たちが「体罰容認」になっていることに大きな危機感を覚えた。確かに「全面否定」をすることは難しいかもしれないが、「言葉」ではなく「力」で子どもたちに対処することは人権侵害にあたるのではないか、という認識をどこまで学生たちに考えてもらえるのか。いかなる場合も体罰という暴力は否定すべきであるという確固たる信念を授業でどのように貫くべきか、かなり悩みながら授業をしていたことを思い出す。この教師の体罰問題は、今日でも大きな教育問題となっている（1）。

２．丸刈り校則と「子どもの悩み110番」

前述した「体罰問題」と関連するのであるが、当時、福井大学におられた小林剛先生と弁護士の方々と一緒に体罰問題や中学生の丸刈り校則問題を考えていた中で、実際に福井県陶芸村の陶芸家のご家族を支援したことがあった。そのご家族の2人の息子さんは当時小学生で、丁度長男が地元の中学校に進学する時期であった。彼は丸刈りにはしたくないと考えたので、ご両親は校長先生に面会し要望したが、校長は校則で決まっているので一人だけ長髪を認めることはできない、校則を変えてから考えてほしいと言われたという。当時、愛知県岡崎市で丸刈り校則に反対して一人長髪で中学校に通った息子さんをお持ちの愛知教育大学の森山昭雄氏を福井にお呼びして学習会を持った（2）。先ほどの陶芸家の長男は止むなく丸刈りにしたが、次男は一人長髪で3年間中学校に通ったのである。ご両親にお聞きすると、特にいじめなどの嫌がらせはなかったとのことである。当時、全国的に丸刈り校則が問題となりマスコミも注目し、いくつかの新聞で中学生の丸刈り校則の全国実態地図も公表されたと記憶している（3）。

福井県においても、その後、県内の中学校の生徒会が中心となって教師と保護者も巻き込んで、校則の自由化が一気に進んだと記憶している。私たちはこの丸刈り校則問題を契機として福井の子どもたちの人権を守り、福井の保守的な風土を少しでも変えたいと考えて、「福井の教育を文化を考える会」を立ち上げた。そこには、私たち大学関係者と弁護士、医師、マスコミ関係者、一般市民などが参加して熱い議論を展開した。福井大学を会場にして例会をもち、私が会報を準備して毎月新聞記事や関係資料を印刷して発行したことも懐かしい思い出である。このような活動を背景として、教師の体罰問題だけではなく、様々な教育をめぐる不満や想いを広く聴き取ろうということで、小林剛先生の発案で「子どもの悩み110番」を福井大学と福井弁護士会共催で1993年7月に開始した。当時、全国でも大学と弁護士会（佐藤辰弥弁護士）が共催して、子どもの人権を守る取組みを開始した事例は珍しいということであった（4）。

「子どもの悩み110番」は第1回が1993年7月20日～22日の3日間、福井大学で開催した。福井大学と福井弁護士会の共催であるが、福井大学においては教育学部附属教育実践総合センターの「教育相談」部門が部門の活動として位置付けられた。

第1回は当時は大学と弁護士会との共催は珍しくマスコミも注目し、3日間電話が鳴りやまなかったという状況であった（相談は59件、61人）。これ以降、年に3～4回実施し、福井市と敦賀市、小浜市で継続した。それぞれの地域で「親の会」があるところは様々なご支援をいただいてきた。特に小浜市では地元の柴田純男・叔子ご夫妻の献身的なご支援に深く感謝している。最近では2023年9月９－10（土・日）に95回目で福井市の専照寺をお借りしての開催であった。今までの相談件数は約1500件であり、相談者は子どもをもつ若い母親が最多で、相談内容は不登校が多く、それ以外でいじめ・障害・勉強・しつけなどである。特にいじめ・不登校で学校側に問題が多い場合は、110番スタッフが問題解決に駆け付けるケースもいくつかあった。中心スタッフの一人である筆者が2021年3月に二つの大学を退職し（福井大学・福井医療大学）、2022年9月に茨城県つくば市に転居した関係もあって教育相談活動を継続することが難しい状況となったが、残りのスタッフで継続して開催することが確認され、相談日当日は筆者もオンラインでできるだけ参加する方向となった。主催は福井医療大学であり、その教員であるスタッフの青井利哉先生が尽力されている現状である。その他のスタッフとしては小児科医師の坂後恒久氏、弁護士の端将一郎氏、、小浜市の柴田叔子氏も参加されている。当面は、9月に福井市で、3月に敦賀市と小浜市で開催する方向で考えている。

「福井の教育と文化を考える会」の後継者として「ふくい『非行』と向き合う親たちの会」（「すいせんの会」と略称）が赤星昇さんと佐藤収一さんを中心にして、2005年2月に結成された。この会は、全国的な組織であり、子どもたちの荒れや「非行」の原因や背景を考えて、子どもたちを責めるのではなく親や教師、専門家と協働して問題の解決にあたるという取組みをしてきた。「会報」が現在第107号（2023年10月号）になっている（5）。

３．「親と子のリレーションシップほくりく」の取組み

北陸3県で、子どものことや親のこと、地域のことなど、いじめや不登校、子どもの人権など、いろいろな問題に向き合ってきたこともあり、その「共通性」を捉えて、2011年6月11日に北陸3県の共同の集会を持つようになった。それが「親と子のリレーションシップほくりく」（「リレほく」と略称）の結成である。福井では「ふくい『非行』と向き合う親たちの会」が母体となった。今年は2023年10月28日に石川県金沢市で第13回目が開催される。毎年、3県を順番で回り、石川→富山→福井の順番で開催してきた。この「リレほく」に参加する福井の団体は「すいせんの会」（ふくい「非行」と向き合う親たちの会）、「一陽」「子育て塾育み」、「福井県BBS連盟」、「福井県子どもNPOセンター」、「ラシーヌ」の6団体である。昨年の2022年10月に越前市で開催した福井大会は地元の約20団体が参加した。

この「リレほく」の活動理念を最初に確認しておきたい。「規約」第1条「目的」には、「私たちは、自己肯定感の低さに苦悶し生きづらさをあらゆる形で表出し続けている子どもたちと、子育てに悩む家族の気持ちに寄り添い、子どもの健やかな育ちのために、北陸で多様な活動を展開する多くの人達とつながりあい、お互いの情報を共有し支援しあうことを目的とする。」とある。第4条（活動内容）では、「この会は目的を達成するために次の活動を行なう。（1）北陸各地で親と子に関わる団体の、情報交換と交流を図る。（2）「子どもの権利条約」を学びあい、広く一般社会への啓発活動等を行い、活動の基本精神を共有する」とあるように、２つの活動が提案されているが、「子どもの権利条約」と深く結びついていることが本会の大きな特徴である。

今までの4回の福井大会を振り返ってみたい。

**第1回　2013年9月7日（土）**13時～17時20分「親と子、学校と地域がともにつながろう～子どもの権利をまなび、いじめ・体罰のないあたたかな社会を～」福井大学教育学部で、講演は松木健一福井大学教授「親と子、学校と地域がともにつながる社会をめざして」、4つの分科会（子どもの声／非行／子育て／遊ぼう）が持たれた。

**第2回　2016年10月22日（土）**10時～17時「おたがいの声に耳をかたむけて～みんながみんな、主役なんだぜ～」福井県立大学を会場にして、パネルディスカッションと分散会、４つの分科会（ハロウイン／家族／いじめ／子育て）が持たれた。

**第3回　2019年10月26日（土）**9時30分～17時「支えよう　子どもの未来」福井大学教育学部で開催され、分散会と４つの分科会（不登校・ひきこもり支援／子どもシェルター・自立援助ホーム／体罰／性暴力）が持たれた。

**第4回　2022年10月29日（土）**9時30分～16時30分「子どもが未来を描ける街へ」は越前市生涯学習センターで開催され、講演は北川聡子氏（麦の子会）「子育ての村ができた！～発達支援、家族支援、共に生きるために～」、7つの分科会（若者の社会参加／多様な学び／外国ルーツの子どもたち／ペアレント・トレーニング／子どもシェルター・自立援助ホーム／性の多様性／性暴力）が持たれた。

以上、4回の福井大会をご紹介した。毎回実行委員会をつくり手づくりの集いを企画してきた。第3回と第4回の分科会で「子どもシェルター・自立援助ホームの設立」に向けて準備してきた関係で、以下に述べるように、一般社団法人「ラシーヌ」の結成と子どもシェルター・自立援助ホームの設立が実現することとなる。

４．一般社団法人「ラシーヌ」と子ども支援の活動

前述したように、「親と子のリレーションシップほくりく」の2回の福井大会の分科会の中で、子どもシェルターと自立援助ホーム開設に向けて準備してきた関係で、2019年末に「福井に子どもシェルターをつくる会」を発足し準備を行い、2022年1月に 一般社団法人「ラシーヌ」（フランス語で「根っこ」という意味）を設立、8月には自立援助ホームの設立に至った。北陸では金沢に続いて福井にも自立援助ホームを開設することができた。2021年9月に女子少年院のドキュメンタリー映画「記憶」の上映会を行い、多くの方々が鑑賞され支援をいただいていたことも大きな力となった。ラシーヌの「ニュースレター」第1号（2022年8月5日）に端将一郎理事長（弁護士）は以下のように述べている。

「今回設立された自立援助ホームは女子のホームです。女子の場合、行き場がない場合に性風俗に結びついたり、若年のうちに望まない妊娠をしたりするといつたリスクがあることを踏まえ、まずは女子の自立援助ホームを設立することになりました。ただ、居場所を必要としているのは、女子だけではありませんから、ゆ<ゆくは男子の自立援助ホームも設立したいと思いますし、自立援助ホームからシェルターの機能を独立させ、子どもシェルター単体での設立にも繋げていきたいと思います。」

現在は3人の10代の女子を保護して自立を援助している。

５．敦賀市中池見湿地の保全の取組み

中池見湿地との出会いは今から30年近くも前のことになるかもしれない。自然の豊かさは人間にとって欠かせないものであるが、息子が小学生の時に、当時お元気であった福井大学の佐々治寛之先生のご案内で中池見湿地を訪れ、膝まで水につかりながら湿地帯の中を歩いた記憶がある。コオイムシやハッチョウトンボなど貴重種の昆虫や綺麗な花々と出会い、なんと素晴らしい場所であるかと感嘆した。その後、湿地が大阪ガス（株）によりLNGガス基地になることが明らかになり、保全存続のための「トラスト運動」を1996年から開始した（中池見湿地トラスト「ゲンゴロウの里基金委員会」1996年9月発足）。福井からトラスト運動の会議に敦賀に何度も足を運び、京都大学の河野昭一先生を中心として多くの学者・研究者の方々の支援もあり、大阪ガス（株）と対決してきた。その後、様々な運動を展開したが、1999年にはエネルギー需要の低下を理由として、大阪ガス（株）はLNGガス基地の建設を10年延期し、2002年には建設計画の中止を発表。2005年3月には、大阪ガス（株）は所有地と造成した施設（現・中池見人と自然のふれあいの里）を敦賀市に寄付し、完全撤退となった。この突然の発表の衝撃は今でも記憶に生々しい。トラスト運動に参加してきた私たちにとっては、本当にうれしい歴史的な事件であった（6）。その後、さらに嬉しい出来事は中池見湿地が2012年にラムサール登録湿地として認められたことである（この間の詳しい経過は前述した笹木智恵子・笹木進論文に詳しい）。2012年7月7日のラムサール条約登録湿地認定授与式がルーマニアのブカレスト国会宮殿であり、当時の河瀬敦賀市長をはじめ、保全運動に関わった敦賀の方々が参加されたのである。本当に歴史的な記念日となった。

現在、中池見湿地は北陸新幹線が2024年3月に敦賀まで延伸する工事が行われ、水環境が非常に厳しい状況ではあるが、工事側もラムサール登録湿地ということで、できるだけ現状を保全する方向で努力しているようである。

おわりに

筆者の約30年間にわたる福井における「子どもの人権」を守る運動を省察してきた。項目としては5項目を挙げたが、筆者の中では、それぞれの取組みが深く結びついていると認識している。筆者の専門である教育史研究に少し触れると、明治期の自由民権運動から大正新教育運動に研究対象を拡大してきたが、2000年5月に拙著『教育の歴史的展開と現代教育の課題を考えるー追究―コミュニケーションの軸からー』（三恵社）を出版したことは研究者として一つの区切りがついたという思いがある。その後、自由民権から大正新教育、さらには昭和期の様々な民衆運動にどのようにつながるのかを現在考えている（7）。最後に、本稿でご紹介した小林剛、佐藤辰弥、柴田純男、佐々治寛之、河野昭一の各氏は故人となられている。多くのことを教えていただいたことに深く感謝し、心より哀悼の誠をささげたい。（2023年10月24日記）

**＜注記＞**

１）森透（1990）「福井県における子どもの人権と体罰問題」（日本科学者会議福井支部編集『地域を考える』）。

２）森山昭雄（1989）『丸刈り校則 たった一人の反乱』風媒社

３）ネットで調査すると、「[1993年](https://ja.wikipedia.org/wiki/1993%E5%B9%B4)（平成5年）、[文部大臣](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%96%87%E9%83%A8%E7%A7%91%E5%AD%A6%E5%A4%A7%E8%87%A3)[赤松良子](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%B5%A4%E6%9D%BE%E8%89%AF%E5%AD%90)が、中学生の丸刈り指導問題について「丸刈りは戦争中の兵隊を思い出しゾッとする」と発言し、のち発言撤回する。このころから、日本各地で丸刈り校則見直しの動きが加速される。」「[1994年](https://ja.wikipedia.org/wiki/1994%E5%B9%B4)（平成6年）7月、この時に丸刈り校則が皆無な都道府県は、北海道、東京都、埼玉県、神奈川県、新潟県、京都府、愛媛県、香川県の8都道府県である。前年は北海道、神奈川県、京都府だった。また、11府県で1割以下となっている。丸刈り強制3割以下（皆無も含めて）は32都道府県に及び、1993年から1994年の1年間で大幅に見直しが進んだ。(朝日新聞平成6年7月16日)」

4）1993年からの５年間の教育相談の活動報告をまとめたものとして、森透･松木健一･坂後恒久･佐藤辰弥（1997）「子ども・親の心を受けとめて－『子どもの悩み110番』の活動報告」（福井大学教育地域科学部附属教育実践総合センター紀要『福井大学教育実践研究』第22号）、それを収録した冊子『子ども・親の心を受けとめて』(福井の教育と文化を考える会発行､1999.3)。その他、森透（2003）「気がかりな学校のシステムを考えるー「子どもの悩み110番」の事例を通してー」（中村圭佐・氏家靖浩編著『教室の中の気がかりな子』朱鷺書房）、森透・坂後恒久・佐藤辰弥・細田憲一（2010）「子どもたちの今を考えるー『子どもの悩み110番』の教育相談活動を通してー」（福井大学教育地域科学部附属教育実践総合センター紀要『福井大学教育実践研究』第34号）等の文献がある。

##### 5）「非行」と向き合う親たちの会 あめあがりの会<http://shiochanman.com/hikou/>

６）笹木智恵子・森透（2007）「福井県敦賀市中池見湿地保全の現状と課題」日本科学者会議福井支部編集『福井の科学者』第102号。

７）拙稿（2023）「大正新教育研究の方法論的検討―民衆史の視点から福井県を事例に考えるー」（『中部教育学会紀要』第23号）では大正新教育の再評価をしており、明治期の自由民権運動から大正新教育運動、更には昭和期の郷土教育運動や生活綴方運動など、ファシズムになだれ込む日本の教育の歴史的展開を民衆史や子どもの人権という視点で通史的に再構成したいと考えている。また、拙稿「大学における授業実践の展開とその省察―「教育学概論」と「教職論」を事例としてー」を『開智国際大学紀要』第23号（2024）に投稿中である。